西宮市都市計画マスタープラン素案 【資料編】

1.	西宮市の都市計画・・・・・・・・・・・・P.1
2.	用語集········.P.13

1. 西宮市の都市計画

(1) 都市計画区域

都市計画区域の指定は、行政区域にとらわれずに実質的に一体の都市を形成する区域を、総合的に整備し、開発し、保全する区域として都道府県が指定します。

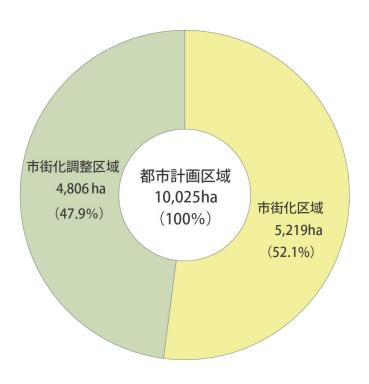
本市では、昭和 2 年(1927)に西宮市都市計画区域が決定した後、隣接町村との合併などにより区域が変更されています。その後、「都市計画法」の改正に伴い既成都市計画区域の再編成が行われ、昭和 46 年(1971)に阪神間都市計画区域(7 市 1 町 = 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)として、市域全域が都市計画区域に指定されています。

(2)土地利用

①市街化区域および市街化調整区域

本市では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、昭和 45 年(1970)に都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。

このうちの市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、既成市街地を中心に、 海岸部の埋立地や大規模宅地開発が進められている新市街地などに指定しています。また、市街化調整 区域は、市街化を抑制すべき区域であり、良好な自然環境を有する六甲山系・北摂山系および北部地域 の農地などに指定しています。

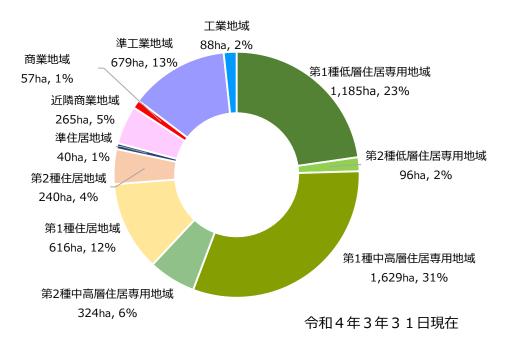


令和4年3年31日現在

②用途地域

いました。

用途地域は、一定の地域で同じ用途の建物が集まるように規制・誘導を図る制度で、主に住居系、商業系、工業系に分類され、異なった用途等の建物が相互に阻害しあわないようにするための制度です。本市では、昭和7年(1932)に最初の地域地区を指定して以来、戦災復興計画、「建築基準法」の施行などにより、その都度、用途地域の変更を行い、昭和44年(1969)施行の抜本的な「都市計画法」の改正に伴い、昭和48年(1973)に阪神間都市計画用途地域を指定しています。その後、平成4年(1992)の法改正で現在の12種類の用途地域制度に改正されており、平成8年(1996)にこれに伴う変更を行



3特別用途地区

特別用途地区は、用途地域だけでは補えない地区の特性に応じた土地利用が図れるよう、特定の地区においてきめ細かに土地利用をコントロールするための制度です。

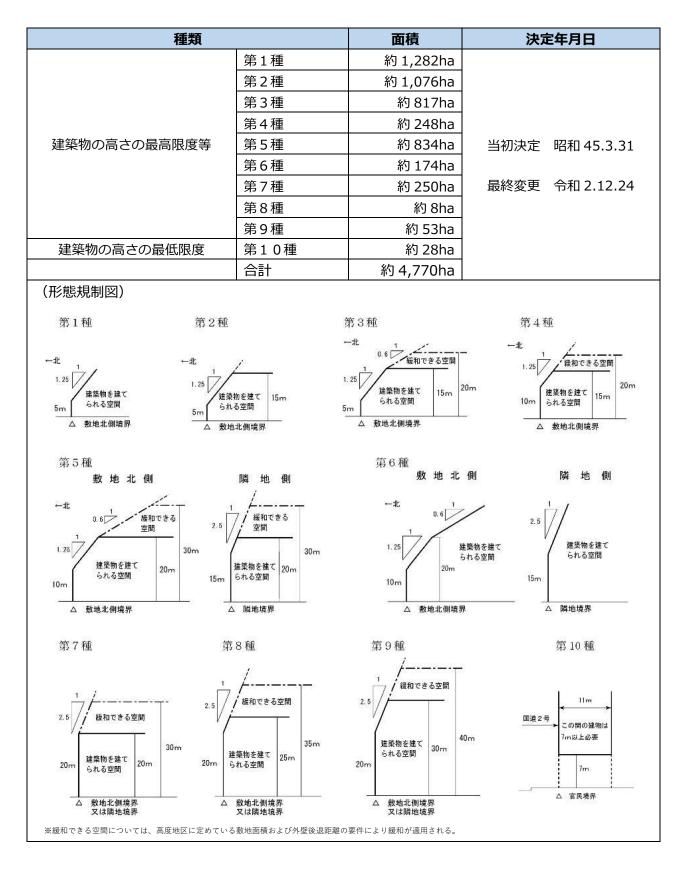
本市では、昭和33年(1958)に良好な文教環境の保護、育成を図るため、上ケ原地区に文教地区を指定し、平成16年(2004)には、産業環境の維持、育成を図る観点から、西宮浜や鳴尾浜の埋立地に臨海産業地区を指定しています。また平成19年(2007)には、酒蔵地区や甲子園球場地区、災害拠点医療地区を指定し、それぞれの地区の環境を守るとともに重要な都市の機能増進を図っています。

種類	地区名	面積	決定年月日 最終変更年月日
文教地区	上ケ原地区	約188ha	昭和33.9.5 平成24.3.30
	西宮浜産業団地地区	約73ha	亚出 (7 1
臨海産業地区	甲子園浜産業団地地区	約27ha	平成16.7.1 平成24.3.30
	鳴尾浜産業団地地区	約127ha	十0%24.3.30
酒蔵地区	酒蔵地区	約129ha	平成19.4.24 平成24.3.30
甲子園球場地区	甲子園地区	約116ha	平成19.4.24
中丁图场场地区	中丁風地区	ポリエエOIIa	平成24.3.30
災害拠点医療地区	武庫川町地区	約 7ha	平成19.4.24 平成24.3.30

4高度地区

高度地区は、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める制度です。

本市では、良好な居住環境や都市環境、まちなみなどを保全するため、市街化区域の大部分において、 建築物の高さの最高限度や最低限度、北側斜線、隣地斜線制限を定めた 10 種類の高度地区を定めてい ます。



⑤防火·準防火地域

防火地域および準防火地域は、建築物の構造や材質を規制することにより、市街地における火災の危険を防除するために定めるもので、防火地域内にあっては、地域内の建築物のすべてが耐火建築物あるいは準耐火建築物となり、ほぼ 100%の不燃化が図られ、また、準防火地域内にあっては、大規模な建築物を不燃化することにより、火災の発生による延焼を防ぐ制度です。

本市では、昭和 25 年 (1950) に阪神西宮駅周辺を準防火地域に指定し、その後、昭和 33 年 (1958) に阪急西宮北口駅や JR 甲子園口駅周辺などの当時の商業地域を中心に追加指定しています。 さらに、平成 8 年 (1996) には、火災時の延焼遮断機能強化のため、国道 2 号沿いを防火地域に指定し、あわせて容積率 300%以上の地域に準防火地域を指定、平成 19 年 (2007) には、建ぺい率 80%の地域に準防火地域を指定するなど、区域拡大を行っています。

種類	面積	決定年月日	適用
防火地域	約 28 ha	当初決定 平成 8.12.27	国道2号沿道
例人地域	ሱን 20 Ha	最終変更 平成 30. 3.27	
準防火地域	約 401 ha	当初決定 昭和 25.10.24	防火地域を除く、容積率 300%以上の地域、建
平的人地域	約 401 ha	最終変更 平成 30. 3.27	ぺい率 80%の地域、密集市街地など

6景観地区

景観地区は、平成 16 年 (2004) の景観法の制定に伴い創設された地域地区の 1 つで、市街地の良好な景観の形成を図るため指定されるものです。景観地区に関する都市計画には、建築物の形態意匠の制限のほか、建築物の高さの最高限度又は最低限度や壁面の位置の制限等を必要に応じて定めることとされており、景観地区内において建築物の建築等をしようとするときは、景観法に基づき、これらの規定に適合するものであるか認定を受ける必要があります。

本市では、令和2年(2020)に、関西学院周辺を景観地区に指定しています。

種類	面積	決定年月日
関西学院周辺景観地区	約 51.4 ha	当初決定 令和 2.6.1

7風致地区

風致地区は、大正 8 年(1919)の旧「都市計画法」制定時からの制度で、都市の風致を維持するために定められる地区です。都市の自然景観を維持するために、受忍義務の範囲内で自然的な景観と建築や宅地造成との調和を図ることをねらいとした制度です。

本市では、昭和 12 年(1937) に東六甲山地や夙川沿い、武庫川沿いに指定しました。その後、昭和 44 年(1969) の「都市計画法」の改正に伴い見直しを行い、また、昭和 60 年(1985) には地区を 3 種類に細区分し、建築や開発を段階的に規制・誘導し、都市環境の保全を図っています。

名称	面積※	内訳	(種別毎面積)	位置	決定/変更年月日			
広田山風致地区 広田山風致地区	6 ha	1種	3.5 ha	· 广田神社田川	当初決定 昭和 12. 5.24			
四田州铁地区	O IId	3種	2.5 ha	広田神社周辺 	最終変更 昭和 46. 3.30			
国川国弘地区	26.1	1種	32.7 ha					
夙川風致地区	36 ha	3種	3.6 ha	夙川河川敷緑地周辺 				
北连川国弘地区	4441	1種	84.0 ha	武庫川河川敷緑地周辺				
武庫川風致地区	114 ha	3種	29.7 ha	及び仁川下流域周辺	当初決定 昭和 12. 5.24 最終変更 昭和 63. 6.21			
	62 ha	1種	11.8 ha	**************************************				
満池谷風致地区		2種	8.0 ha	満池谷墓地と浄水場付 近 				
		3種	42.0 ha					
		1種	1,236.0 ha		N/4734			
東六甲山風致地区	1,813 ha	2種	42.0 ha		当初決定 昭和 12. 5.24			
		3種	535.3 ha		最終変更 令和 2.6.1			
高空山国み地 区	40.1	2 TE	40.0.1	平宁.1. 国讯	当初決定 昭和 12. 5.24			
愛宕山風致地区	40 ha	3種	40.0 ha	愛宕山周辺	最終変更 昭和 63. 6.21			
合計	2,071 ha	※ 各均	※ 各地区の面積は、種別面積の計を四捨五入					

8 生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内において、農業と調和した都市環境の保全など生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等のための多目的保留地としての機能を持つ、すぐれた農地等を都市計画上の地域地区として位置づけて計画的に保全しようとする制度です。

本市では、平成4年(1992)に市街化区域内の農地のうち約33%にあたる約81ha、400地区を指定しました。その後、平成7年(1995)、平成15年(2003)、平成25年(2013)、令和元年(2019)に、防災機能の強化や農業従事者の希望等により追加指定を行っています。

地区名	面積	決定(変更)年月日
柏堂西生産緑地地区	約 70.91 ha	当初決定 平成 4.10.6
ほか376地区	ポリ / U. 9 I Ha	最終変更 令和 3.12.22

9その他の地区等

本市では、上記以外に高度利用地区、駐車場整備地区、臨港地区、特別緑地保全地区、流通業務地区なども指定しています。

なお、市街化区域および市街化調整区域の区域区分や用途地域については、おおむね5年ごとに、社会情勢の変化、土地利用の動向、基盤施設の整備状況の変化等により見直しを行い、また、そのほかの地域地区についても、社会情勢の変化等に適切に対応し見直しを行います。

(3)都市施設

①都市計画道路

道路は、都市における最も基本的な施設で、交通のための通路を確保するだけでなく、都市生活や活動に必要不可欠な上・下水道、電気、ガスなどを収容するとともに、日照、通風等のための貴重な公共空間として環境の保全に寄与しています。また、災害時の避難路、防災帯としての機能も有しています。

まちづくりにおいては、都市の骨格を形成し、健全な土地利用を促進するなど、計画的な市街地の構築や都市の発展に大きく寄与しています。

こうした種々の機能と役割をもっており、単に交通処理にとどまらず、市街地の発展を支えるなど大きな役割を果たすもので、計画的に整備を図らなければならないことから、予め長期の見通しのもとに都市計画において定めています。

本市では、昭和 21 年(1946) に戦災復興都市計画において計画決定された後、順次計画の追加・変更を行っており、平成 28 年(2016) には都市計画道路の全市的な見直しを行いました。

令和4年(2022)3月31日現在、計画延長183.21km のうち約84%の153.3km が整備済みとなっています。

(令和4年3月31日現在)

纸 叫	幅 号 (+++)	ロケぐ白米ケ		延長	(km)	
種別	幅 員 (m)	路線数	計画	改良済	概成済	未整備
自動車専用道路	15~27	4	18.11	16.10	0.00	2.01
	40 以上	2	10.33	8.78	0.00	1.55
	30~40未満	2	6.10	4.72	1.38	0.00
	22~30未満	12	44.39	41.23	2.05	1.11
幹線道路	16~22未満	16	37.75	31.99	2.03	3.73
	12~16未満	25	43.30	27.25	4.16	11.89
	8~12未満	1	1.29	1.29	0.00	0.00
	計	58	143.16	115.26	9.62	18.28
区画道路	6~15	79	20.48	20.48	0.00	0.00
特殊街路	8未満	1	1.46	1.46	0.00	0.00
合 計		142	183.21	153.30	9.62	20.29

②都市高速鉄道

都市高速鉄道は、郊外部から都心部への膨大な量の通勤、通学等、大都市における交通を円滑に処理 する上で、道路とともに主要な役割を果たすものとして、地下鉄、高架鉄道、都市モノレール、新交通 システム等を含む都市における鉄道で、都市計画上必要な都市施設として定めるものです。

本市では、昭和48年(1973)に阪神電気鉄道本線の甲子園駅以西を都市高速鉄道として指定し、その後の平成15年(2003)には甲子園駅以東を新たに指定しています。なお、甲子園駅以西については、都市の健全な発展と、都市交通の円滑化、踏切事故の解消等を図るため、連続立体交差事業が進められ、平成16年(2004)に完了しました。引き続き、甲子園駅以東の連続立体交差事業が進められています。

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

名称	計画延長(km)	供用延長(km)	構造形式	線路線数
阪神電気鉄道本線	6.26	6.26	地表式·嵩上式	2

③都市計画公園・緑地

公園緑地は、道路、広場等と一体となって都市の骨格を形成する施設です。公園は、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションおよび大震火災等の災害時の避難等などの目的とする公共空地であり、緑地は、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上および緑道の用に供することを目的とする公共空地です。

本市では、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進めるため、南部地域では武庫川と夙川を縦軸とし、これらを山ろく部の甲山森林公園、北山公園、臨海部の西宮浜総合公園、鳴尾浜臨海公園などで環状させ、また、北部地域においては市街地を囲む自然緑地を主軸にして、塩瀬中央公園、有馬川緑道などとの連携を図ることにより、水と緑のネットワークの形成を目指しています。

(令和4年3月31日現在)

	1 = 0	lil	計画			供用	
種別			箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	供用率(%)
‡	住区公園	街区公園	105	29.51	104	28.21	96
基		近隣公園	8	13.9	8	13.4	96
幹		地区公園	5	30.9	4	17.5	57
公園	都市基幹	総合公園	3	46.2	3	40.9	88
壓		運動公園	1	29.8	1	12.6	42
	風致公	園	2	101.6	2	12.4	12
	広域公	園	1	110.6	1	83.0	75
4 =	河川敷緑地		2	147.9	2	49.2	33
緑地	都市緑地		1	0.24	1	0.24	100
地	緑道		1	1.5	1	1.5	100
	合 ≣	†	129	512.15	127	258.95	51

④下水道

下水道は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るために必要不可欠な施設であり、また、浸水の防止においても大きな役割を担う根幹的な都市施設です。

本市では、市内を3つの処理区に区分し、公共下水道として昭和26年(1951)に西宮処理区を指定し逐次計画区域の拡大を行い、流域下水道として昭和54年(1979)と昭和56年(1981)にそれぞれ武庫川下流処理区と武庫川上流処理区を指定しています。処理場などの都市施設としては、昭和41年(1966)の枝川浄化センターをはじめとし、鳴尾浜浄化センターや甲子園浜浄化センターを指定しています。

⑤その他の都市施設

本市では、その他の都市施設として、学校、駐車場、墓園、ごみ焼却場、と畜場、一団地の住宅施設、流通業務団地、防砂の施設、防潮堤などを指定しています。

(4)市街地開発事業

①土地区画整理事業

土地区画整理事業は、健全な市街地の形成のために、一定の区域で都市基盤施設と宅地を面的かつ一 体的に整備する事業です。

事業実施にあたっては、地区内の権利者が公共用地など必要な土地を公平に負担(減歩)し、土地の 交換分合(換地)を行い、道路、公園などを整備するとともに、土地の区画や形状を整えることにより、 宅地利用の増進を図るものです。

本市では、大正9年(1920)に設立された西宮町耕地整理組合による耕地整理事業を皮切りに、数々の耕地整理や土地区画整理事業が南部市街地において実施され、その後 JR 東海道線以南の広大な区域での戦災復興土地区画整理事業を経て、おおむね阪急神戸本線以南で都市基盤施設の整った市街地が形成されています。

また、阪急神戸本線以北においては、阪急苦楽園口駅前を区域に含む苦楽園土地区画整理事業で山ろく部の良好な市街地環境の形成を行ったほか、甲東瓦木地区や段上地区の農住共存エリアでの土地区画整理事業を実施しました。

阪神・淡路大震災後においては、被害が大きく、都市基盤施設の不足していた西宮北口駅北東地区と 森具地区で震災復興土地区画整理事業による復興を行ったほか、西宮北口駅南エリアでは、市街地再開 発事業とあわせて土地区画整理事業を実施し、都市核にふさわしい市街地の形成を図りました。

(令和4年3月31日現在)

	施行済		施行	中	合 計	
施行者	地区数 (箇所)	面 積 (ha)	地区数 (箇所)	面 積 (ha)	地区数 (箇所)	面 積 (ha)
個人·共同	9	79.4		_	9	79.4
組合	14	195.5	1	6.7	15	202.2
公共団体	12	354.5	_		12	354.5
行政庁	12	548.0	_		12	548.0
公 団	1	6.6	_		1	6.6
合 計	48	1,184.0	1	6.7	49	1,190.7

②新住宅市街地開発事業

新住宅市街地開発事業は、日本経済が画期的な高度成長を遂げはじめた昭和 35 年(1960)頃における急激な人口、産業の都市集中に伴う宅地需要の増大に対処するために制定された「新住宅市街地開発法」に基づき行われるもので、健全な住宅市街地の開発、居住環境の良好な住宅地を大規模に供給することを目的としています。

本市では、都市再生機構(旧都市基盤整備公団)が事業主体となった名塩新住宅市街地開発事業が平成 23 年(2011)2 月に完了しています。

③市街地再開発事業

市街地再開発事業は、「都市再開発法」に基づき行われるもので、耐火建築物が少なく、公共施設が不十分で、土地利用が細分化されているなど、市街地の更新を必要とする地区において、従前の土地、建物の権利を権利交換または管理処分により保全する手法を用いて建築物および建築敷地や公共施設の整備を一体的に実施することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としています。

本市では、阪急夙川駅前をはじめ、JR 西宮駅南地区などで市街地再開発事業を行いました。また、震災後においては、阪急西宮北口駅北東地区や西宮北口駅南地区などで、市街地再開発事業により都市核形成に向けた整備を行いました。

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

	施行済		施行	5 中	合 計	
施行者	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
	(箇所)	(ha)	(箇所)	(ha)	(箇所)	(ha)
公共団体	1	3.0		_	1	3.0
組合	5	6.7	1	1.5	6	8.2
都市基盤整備公団	1	3.4		_	1	3.4
合 計	7	13.1	1	1.5	8	14.6

(5)地区計画

地区計画は、地区の特性に応じて良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域住民などの発意により、必要な事項を定める地区単位の都市計画であり、地区の将来像を示す整備方針と、道路や公園などの地区施設の配置や建築物の建て方や用途のルールなどを詳細に定める地区整備計画で構成されます。

また、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るため、再開発等促進区などを定めています。

本市では、令和4年12月末時点で、38地区が指定を受けています。

地区計画

也区計 No.		面積(地区整備計画策定済面積)	決定(変更)年月日
NO.	- 400	国传 (地区整備計画未足消風模 <i>)</i>	当初決定 昭和 61. 1. 4
1	北六甲台地区地区計画	約 81.3 ha(56.0 ha)	最終変更 平成10.12.25
			当初決定 昭和 63. 8.23
2	名塩南台地区地区計画	約 53.5 ha(34.5 ha)	最終変更 平成 17. 5.31
			当初決定 平成 2.12.20
3	すみれ台地区地区計画	約 27.5 ha(17.3 ha)	最終変更 平成 8.2.13
4	7 K 70 W W W W = 1 TE	約 240.6 ha(112.7 ha)	当初決定 平成 2.12.20
4	名塩ニュータウン地区地区計画	乗り 240.0 Ha(112.7 Ha)	最終変更 平成 21.12.25
5	 上山口·丸山地区地区計画	 約 65.0 ha(50.4 ha)	当初決定 平成 3.12.13
			最終変更 平成 8. 2.13
6	剣谷地区地区計画	約 18.0 ha(16.0 ha)	当初決定 平成 5.12.6
		約 7.6 ha(7.6 ha)	最終変更 平成 8. 2.13
7	大畑地区地区計画	約 7.6 ha (7.6 ha)	当初決定 平成 9.3.31 当初決定 平成 9.11.28
8	森具地区地区計画	約 22.7 ha(22.7 ha)	最終変更 平成 10.12.25
9	 仁川五ケ山地区地区計画	約 3.2 ha(0.7 ha)	当初決定 平成 9.11.28
	安井地区地区計画	約 67.6 ha(67.6 ha)	当初決定 平成 9.11.28
10	女开心区心区前画	лу 07.0 на (07.0 на)	当初決定 平成10. 3. 3
11	西宮北口駅北東地区地区計画	約 31.2 ha(31.2 ha)	最終変更 平成 18. 3.10
12	 名塩平成台地区地区計画	約 20.7 ha(20.7 ha)	当初決定 平成10.12.25
12			当初決定 平成 10.12.25
13	西宮名塩さくら台地区地区計画	約 50.2 ha(47.4 ha)	最終変更 平成 16. 7. 1
14	若江·神園地区地区計画	約 22.2 ha(22.2 ha)	当初決定 平成11.12.10
15	甲子園三保地区地区計画	約 5.0 ha(5.0 ha)	当初決定 平成11.12.10
16	夙川駅北東地区地区計画	約 13.6 ha(13.6 ha)	当初決定 平成11.12.10
		約 17.9 ha(17.9 ha)	当初決定 平成 12. 8.18
17	夙川霞·松園地区地区計画 		最終変更 平成 18. 3.10
18	甲子園一番地区地区計画	約 9.3 ha(9.3 ha)	当初決定 平成 12. 9.11
10		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	最終変更 平成 18. 3.10
19	 甲子園口地区地区計画	約 86.5 ha(86.5 ha)	当初決定 平成 13. 1.15
		(最終変更 平成 24. 3.30
20	甲子園浜田地区地区計画	約 16.0 ha(16.0 ha)	当初決定 平成14. 2.12
21	甲子園洲鳥地区地区計画	約 7.9 ha(7.9 ha)	当初決定 平成14.3.20
22	甲子園二・三番地区地区計画	約 15.4 ha(15.4 ha)	当初決定 平成 14.11.1
		%1 42.0 ha (42.0 ha)	最終変更 平成 18. 3.10
23	甲陽園目神山地区地区計画	約 43.8 ha(43.8 ha)	当初決定 平成15.4.1
24	里中地区地区計画	約 15.4 ha(15.4 ha)	当初決定 平成15.6.27
25	浜甲子園団地地区計画	約 36.6 ha(25.0 ha)	当初決定 平成 15. 6.27 最終変更 令和 2.12.24
26	 	約 14.9 ha(14.9 ha)	当初決定 平成15. 9.16
20	^3/もかにたかにた。 四		当初決定 平成15. 9.16
27	甲子園五番·花園地区地区計画	約 16.5 ha(16.5 ha)	最終変更 平成 18. 3.10
28		約 14.4 ha(14.4 ha)	当初決定 平成17. 5.31
29	 浜甲子園地区地区計画	約 22.8 ha(22.8 ha)	当初決定 平成17.11.30
30		約 26.8 ha(22.3 ha)	当初決定 平成18.3.24
		, ,	
31	宝生ケ丘地区地区計画	約 16.4 ha(16.4 ha)	当初決定 平成29.12.25
32	苦楽園五番町くすのき台地区地区計画	約 4.3 ha (4.3 ha)	当初決定 令和 2.2.28
33	関西学院周辺地区地区計画	約 51.4 ha(49.4 ha)	当初決定 令和 2.6.1
34	 西宮マリナパークシティ戸建地区地区計画	約 2.8ha(2.8 ha)	当初決定 令和 4.7.26

再開発等促進区を定める地区計画

No.	名称	面積(地区整備計画策定済面積)	決定(変更)年月日
1	西宮北口駅南地区再開発地区計画	約 9.2 ha(9.2 ha)	当初決定 平成 6.11.4
			最終変更 平成 20. 1.10
2	西宮北口駅南東地区地区計画	約 9.5 ha(9.5 ha)	当初決定 平成 19. 3. 1
3	津門大塚地区地区計画	約 10.1 ha(10.1 ha)	当初決定 平成 27.11.27

容積適正配分型地区計画

No.	名称	面積(地区整備計画策定済面積)	決定(変更)年月日
1	JR西宮駅南西地区地区計画	約 1.5 ha(1.5 ha)	当初決定 平成 30. 9. 1
_			最終変更 令和 3.9.15

2. 用語集

【あ行】

一般廃棄物処理基本計画

環境問題について世代を超えて学びあう地域づくりを市民・事業者・行政が協働して取り組むことにより、『ごみを減らし、資源を有効活用するまち』の実現を目指す。

違法駐車等防止重点地域

「西宮市違法駐車等の防止に関する条例」で指定する地域で、違法駐車等により、市民の日常 生活または一般交通に重大な支障が生じていると認められる地域。

ウォーカブル推進都市

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、国内外の先進事例などの情報共有や、政策づくりに向けた国と地方とのプラットフォームに参加し、ウォーカブルなまちづくりを共に推進する都市のこと。

延焼遮断帯

一定の幅の道路や河川等と、これらに面する耐火建築物の組み合わせにより、大規模火災等 の延焼防止や避難路として機能する連続して確保された帯状の空間。

【か行】

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」 を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

開発事業等におけるまちづく りに関する条例 良好な住環境を形成し、保全し、安全で快適な都市環境を備えた市街地の形成を図るため、開発事業者に対し必要な手続きや、事業の施行に伴う公共施設の整備等を定めた条例。

学校施設長寿命化計画

子供たちが安全に、安心して利用できる教育環境の整備を目指しており、施設を長寿命化することで、財政負担の平準化・軽減を図り、改築・改修の優先順位付けを行うことを目的としている。

環境学習都市宣言

平成 15 年(2003)に西宮市が行った宣言で、西宮市に住み、学び、働くすべての人々の参画と協働による環境学習を通じた持続可能なまちづくりの推進を掲げたもの。

環境防災緑地

広域防災帯の整備の一環として、延焼防止や避難路確保などの防災機能とともに、沿道環境対策としての機能をあわせもつ緑地帯で、現在国道 43 号線において、国により環境防災緑地の整備が順次進められている。

急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ発生のおそれがある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の崩壊防止施設の整備を行う事業。

狭あい道路

「建築基準法」が施行された昭和 25 年(1950)の時点ですでに道として使用され、その道に沿って家が建ち並ぶ等の要件にあてはまる幅 1.8 m以上 4 m未満の道で、特定行政庁(西宮市)が指定したもの。

教育環境保全のための住宅 開発抑制に関する指導要綱 文教住宅都市としての良好な教育環境を守るため、児童、生徒の受入が困難又は困難となることが予測される学校区を公表するとともに、受入が困難な学校区において一定規模以上の戸数を有する共同住宅等の住宅開発に対して延期や中止・計画の変更などを求める指導要綱を施行。

緊急輸送道路

大規模地震などの広域災害が起きたとき、市役所、災害拠点病院、物資備蓄基地等の防災拠点を結び、救命・救急活動や緊急物資の輸送などの重要な役割を果たす道路。

景観計画

「景観法」に基づく施策を進めるために定める法定計画。定める事項は、対象となる区域(景観計画区域)、区域内での景観形成に関する方針、行為の制限、景観重要建造物等の指定の方針など。

景観重点地区 景観計画区域のうち、「西宮市都市景観条例」に基づき、重点的に都市景観の形成を図るために

指定した地区。

下水道事業経営戦略

人口減少等の経営環境の変化に対応し、下水道の役割を担い続けることができるよう、経営基盤

のさらなる強化と徹底した経営の効率化を図るために策定した計画。

下水道ビジョン 今後の下水道事業が目指すべき方向性や取組みについてまとめたもの。従来からの下水道管

路の整備に加え、浸水対策・高度処理・合流式下水道の改善・改築更新・地震対策など、こ

れからの下水道事業の重要な取組みや、下水道事業の経営について記載している。

建築協定
区域内の環境や利便性の維持、向上を図るため、「建築基準法」および条例に基づき、建築物の

敷地、位置、構造、用途、形態等について、区域内の土地所有者等の合意により結ばれた協

定。

建蔽率 (けんぺいりつ) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を表したもの。

広域幹線道路
交通機能によって分類する道路の種別のひとつで、道路網の主要な骨格をなし、阪神間の通過・

内外の交通を処理する主要な道路として、自動車専用道路や国道などを指す。

広域防災拠点
阪神間の地域をカバーする広域的な救援・復旧のための拠点として、救援物資の集積・配送機能

等を備えた公園などの広場。

広域防災帯 同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川

などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群により

構成するもの。

公共施設等総合管理計画全ての公共施設等の状況を把握したうえで、老朽化対策等の基本的な考え方を示し、「全体最

適の実現を目指すために策定。

交通結節点 異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設で、具体的には、鉄道駅、バスター

ミナル、駅前広場などを指す。

高度処理
下水処理において、通常行われる処理(二次処理)では十分除去できない物質(窒素、リン

等)の除去率向上を目的とした処理方法。

合流式下水道 汚水および雨水を同一の管渠で集水し処理する方式。合流式下水道では、分流式に比べ管路

施設の建設が容易な反面、汚水混じりの雨水が、公共用水域へ未処理で排出される問題があ

る。

国土強靱化地域計画 過去の大規模自然災害等から得られた教訓を踏まえ、近年、頻発化・激甚化する自然災害に対

して、これまでの「事後対策」から「事前防災及び減災」に取り組み、最悪の事態から国民の人命 及び身体・財産を守り、かつ迅速な復旧・復興が行うことのできる「強さとしなやかさ」を備えた強靱

な国土、経済社会システムを平時から総合的かつ計画的に構築すること。

コミュニティ交通 既存の公共交通機関を生活移動手段として利用することが難しい住民の方々が、生活移動手段

の確保を目的として主体的に取り組む乗合交通。

【さ行】

再開発等促進区
土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るため、地区計画において一体的かつ

総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域のこと。

再生可能エネルギー
太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、永続的に利用することができると認められるも

の。具体的には、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、小水力発電などを指す。

さくらやまなみバス

2009年4月1日から運行を開始した西宮の南部地域と山口町・有馬温泉を結ぶバス

シェアサイクル

まちの中に設置された複数のサイクルポート(無人の自転車貸出・返却拠点)から、利用者が必要な時に自転車を借り、利用後は都合の良いサイクルポートへ返却することができる新たな交通サービス。

市街化区域

優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

市街化を抑制する区域として位置付けられ、開発行為、建築行為は厳しく制限されており、開発許可、建築許可等を受けなければ建築物等の建築を行うことはできない。

市街地開発事業

総合的な計画に基づいて公共施設の整備あわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとする事業のことで、土地区画整理事業や市街地再開発事業など都市計画に位置付けることができる。

自転車利用環境改善計画

安全・安心で快適な自転車利用の環境及び歩行者の安全性が高まる歩行環境の実現に向けて、今後の取り組み方針や具体的な施策等をとりまとめた計画。

住宅セーフティネット

住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体の 状況等に 適した住宅を確保するための様々な仕組み。

住宅耐震改修促進事業

住宅の耐震改修の促進を図り、もって安全かつ安心な住まいとまちづくりを推進することを目的に、 西宮市内に存する住宅の所有者に対し、その耐震改修工事等の経費の一部を補助する事業。

住宅マスタープラン

「文教住宅都市・環境学習都市西宮」の住まい・住環境として目指すべき将来像、今後の住宅政策の基本的な方針、市民、当事者団体やNPO等、事業者、行政それぞれが実践すべき役割を示したもの。

牛涯学習推進計画

子供から高齢者まで市民一人ひとりが生涯を通じて学び、学んだ成果や学びを通じた人のつながりが様々な活動に生かされ、支え合い、誰もが安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりにつなげていくことを目指し、生涯学習の諸施策を推進するための計画。

人生いきいき住宅改造助成 事業 介護保険の要支援または要介護認定を受けた高齢者等が、現在、居住している住居で自立した生活を今後も送るために、浴室や便所等を改造する場合、その費用の一部を助成する事業。

森林整備計画

森林法第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき、森林所有者等が森林を施業(伐採・造林・保育を行い森林を維持造成)する際の指針となる計画。

牛産緑地地区

市街化区域内において、農林漁業と調和した都市環境の保全などの生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等のための多目的保留地としての機能を持つ、すぐれた農地等を都市計画上の地域地区として位置づけて計画的に保全しようとする制度。

生物多様性

多種多様な生き物と、それらがつながってバランスが保たれている生態系、さらに生物が過去から未来へと伝える遺伝子の個性までを含めた生命の豊かさのこと。

生物保護地区

「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき、野生動物の生息地や植物の生育地で、動植物の保護および繁殖を図るため、生育環境を保全するよう指定した地区。

総合治水条例

県、市町及び県民が協働して総合治水を推進することを目的として定められた条例。 河川の流域や地域特性等から県を 11 地域に分け、各地域において総合治水を推進する計画 「地域総合治水推進計画」の策定を規定。また、雨水の流出量が増加する一定規模以上の開発行為を行う開発者等に対し、「重要調整池」の設置等を義務化している。

【た行】

宅地造成等規制法 宅地造成による崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止するための規制を行う法律。

宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として

指定している。

地域内幹線道路
道路を交通機能によって分類する種別のひとつで、地域の生活基盤となり、地域の活性化と産業

の振興に資する道路や道路混雑を緩和させる道路として、広域幹線道路以外の都市計画道路

などを指す。

地域地区 都市の健全な発展や合理的な土地利用を推進すること等を目的として、地域特性に応じた適正

な土地利用を規制・誘導するために、都市計画法に基づき、地域や地区において定める、用途地

域や高度地区などの都市計画制度のこと。

地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

地球温暖化の主な原因とされる人為的に発生する温室効果ガスを市域全体において総合的・計

画的に削減するための施策・指針を示したもの。

地域防災拠点 日常はレクリエーション空間として利用され、災害時には地域の救援・復旧活動の拠点として機能

する公園等のオープンスペースを指す。

地域防災計画 西宮市および防災関係機関などが互いに協力して、災害に対する各種対策(予防・応急・復

旧)に関する事項を定め、市民の皆さんの生命、身体および財産を守ることを目的として作成。

地区計画 地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を定める地区単位

の都市計画であり、地区の将来像を示す整備方針と、道路や公園などの地区施設の配置や建築

物の建て方のルールなどを詳細に定める地区整備計画で構成される。

駐車施設附置条例
駐車場整備地区または商業地域若しくは近隣商業地域内の一定規模以上の建築物を建築す

る建築主に対して、規模に応じた駐車施設の設置を義務付けるもの。

電線共同溝 電線の設置および管理を行う二以上の者の電線を収容するため、道路管理者が道路の地下に設

ける施設。

道路整備プログラム 今後整備すべき道路(未施行区間の都市計画道路)を対象として、区間毎の整備の必要性・

緊急性等を客観的に評価し、優先的に整備すべき路線を抽出し、おおむねの整備時期などをまと

めたもの。

都市基盤施設 本計画では、都市活動を支える道路や公園、上下水道などの施設。

都市計画施設 道路、公園、下水道などの都市の骨格となる都市施設のうち、適切な規模で必要な位置に配置

することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画に定めた

施設のこと。

都市計画事業
国土交通大臣又は都道府県知事の認可を得て実施される都市計画施設の整備に関する事業。

都市計画法都市計画の実施を図るための法律。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、(1)都市

計画の内容およびその決定手続き、(2)都市計画制限、(3)都市計画事業、(4)その

他都市計画に関して必要な事項を定めている。

都市景観形成基本計画

良好な都市景観の保全、形成のための基本的な方向を示すもので、「西宮市都市景観条例」に

基づき、策定した基本計画。

都市景観条例

市民の皆さんと「西宮市の都市景観を保全、育成または創造し、ゆとりとうるおいのある美しいまち

にすること」を目標とし制定。

都市交通計画

「交通至便」という魅力をより一層高めるため、交通施設の充実並びに公共交通網の確保・維持

を目的に定めた計画。

都市農業振興基本計画

都市農地を保全・活用し、都市農業振興基本法の主旨を踏まえ、多面的機能を生かす施策展開が必要であるとともに、都市農業が安定的に継続できる環境整備を進め、農が身近にあるまちを守っていく必要がある。平成 31 年度(2019 年度)から平成 40 年度(2028 年度)までの 10 年

間、西宮市の農業の進むべき方向を照らす発展の礎とするために策定。

【な行】

ノンステップバス

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。車内段差を僅少にした設計により、乗降時、走行時とも安全性が高く、補助スロープやニーリング装置 (床面を更に下げる装置)により、車いすでの乗降もスムーズとなった車両。

二級河川

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法により、都道府県知事が指定し、管理している河川。市内では、武庫川、夙川、東川、津門川、有馬川などが 二級河川となっている。

2050 年ゼロカーボンシティ

2050 年に、CO2(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体。

【は行】

ハザードマップ

武庫川の氾濫や南海トラフの地震による津波等を想定した場合に浸水が予想される区域および 大雨や地震などによって発生するがけ崩れや、土砂災害のおそれがある箇所、さらには、避難所等 を図上に表示したもの。

バス情報フォーマット (GTFS-JP) バス事業者と経路検索等の情報利用者との情報の受渡しのための共通フォーマット。

文教住宅都市宣言

昭和 38 年 (1963) に西宮市が行った宣言。風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興を図り、当市にふさわしい都市開発を行い、もって市民の福祉を増進するため、西宮市を「文教住宅都市」に定め、今後の市政運営がこの理念に基づいて強く推進されるものであることを宣言した。

【ま行】

マイクロモビリティ (超小型モビリティ) 自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる 1 人 \sim 2 人乗り程度の車両をいう。

まちづくり協定

地区計画や景観重点地区で定めているルールを補完することを目的に、地区住民等(地区内に居住するもの、事業を営む者、土地又は建築物を所有若しくは占有する者)が地区のまちなみや住環境の保全、向上のために守るべき事項を定め、自ら運営する制度。

まちなみまちづくり基本条例

文教住宅都市西宮におけるまちなみや住環境の形成に係るまちづくりの基本理念を定めることにより、住み続けたい、住んでみたい街として、それぞれの地域が有する土地利用の状況や自然環境、歴史、文化、まちなみ等の特性を活かし、魅力的で快適かつ安全なまちづくりを推進する条例。

まちなかウォーカブル推進事

業

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたく

なる」まちなかづくりを推進する事業。

みどりの基本計画
市町村が公園緑地の整備や維持管理、緑化の推進、自然環境・生物多様性の保全などの取組

を総合的かつ計画的に実施するための計画。

未来につなぐ牛物多様性にし

のみや戦略

昨今、人間活動や開発による影響、地球温暖化による影響などにより、豊かな自然や生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行。市内の自然環境や生物多様性に関してこれまでに実

施してきた取り組みを体系的に整理し、市民・事業者・行政が共有できる基本指針。

【や行】

容積率 建築物の延べ面積(各階の床面積の合計)の敷地面積に対する割合を表したもの。

【ら行】

ライフライン 電気、ガス、上下水道、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域に張り巡らされた供

給処理・情報通信施設全般を指す。

ランドマーク 都市や地域の目印となるものや、特徴付ける象徴的な景観要素。

立地適正化計画 「都市再生特別措置法」に基づいて、市が定めることができる、鉄道等の公共交通のネットワークを

中心に、居住機能や医療・福祉、商業等の様々な都市機能を誘導することにより、持続可能でコ

ンパクトな都市の実現を図るためにあらたに制度化された計画。

流域下水道 2つ以上の市町村からの下水を処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。事

業主体は原則として都道府県である。

緑地協定 「都市緑地法」により、都市計画区域内にある一定規模の一団の土地所有者全員の合意によ

り、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全、緑化の推進に関する協定。

レジリエンス 弾力、復元力、または病気などからの回復力のこと。

[A~Z]

ICT Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

MaaS Mobility as a Service の略で、「マース」と読む。

複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で

行うサービスのこと。

ZEB Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略で、「ゼブ」と読む。

建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ZEH Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略で、「ゼッチ」と読む。

家庭で消費する年間のエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと。